

平成26年第4回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

平成26年12月10日（水曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第8号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	委員会報告第9号	総務文教常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 5	議案第49号	平成26年度豊頃町一般会計補正予算（第9号）
日程第 6	議案第50号	平成26年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 7	議案第51号	平成26年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 8	議案第52号	平成26年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第 9	議案第53号	平成26年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第54号	平成26年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
日程第11	議案第55号	平成26年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第56号	豊頃町福祉施設条例の一部改正
日程第13	議案第57号	豊頃町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定
日程第14	議案第58号	豊頃町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
日程第15	議案第59号	豊頃町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
日程第16	議案第60号	豊頃町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定
日程第17	議案第61号	豊頃町乳幼児等医療費給付条例の一部改正
日程第18	議案第62号	豊頃町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正
日程第19	議案第63号	豊頃町国民健康保険条例の一部改正

日程第 2 0	議案第 6 4 号	公の施設に係る指定管理者の指定
日程第 2 1	議案第 6 5 号	十勝圏複合事務組合規約の変更
日程第 2 2	議案第 6 6 号	とちち広域消防事務組合の設立
日程第 2 3	議案第 6 7 号	東十勝消防事務組合規約の変更
日程第 2 4	議案第 6 8 号	東十勝消防事務組合の解散
日程第 2 5	同意案第 2 号	豊頃町教育委員会委員の任命
日程第 2 6		請願の委員会付託
日程第 2 7		陳情の委員会付託
日程第 2 8		休会の議決

◎出席議員（8名）

1 番 杉 野 好 行 君	2 番 松 崎 政 利 君
3 番 菅 谷 誠 君	4 番 欠 員
5 番 津久井 精 一 君	6 番 大 谷 友 則 君
7 番 長谷川 勝 夫 君	8 番 藤 田 博 規 君
9 番 小野木 英 毅 君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宮 口 孝 君
副 町 長	石 田 貢 君
教 育 委 員 長	前 川 啓 一 君
教 育 長	菅 原 裕 一 君
農 業 委 員 会 長	竹 下 昌 徳 君
代 表 監 査 委 員	山 口 浩 司 君
総 務 課 長	山 本 芳 博 君
企 画 課 長	金 川 正 次 君
住 民 課 長	柄 崎 明 久 君
福 祉 課 長	岩 城 光 洋 君
施 設 課 長	渡 部 邦 生 君
会 計 管 理 者	佐 藤 孝 夫 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 倉 明 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長	富 田 秀 樹 君

子育て支援所長 瀬尾光男君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 高井伸夫君

庶務係 長 木村ひとみ君

◎ 開会宣告

- 小野木議長 ただいまから、平成26年第4回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 小野木議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

事務局長に諸般の報告をさせます。

高井事務局長。

- 高井事務局長 諸般の報告を申し上げます。

議会事務局報告及び議員派遣の結果報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員より、平成26年10月27日から11月5日まで実施されました平成26年度定期監査結果報告書及び平成26年8月から平成26年10月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。なお、この報告書につきましても、お手元に配付のとおりであります。

以上です。

- 小野木議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 小野木議長 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

宮口町長。

- 宮口町長 行政報告を申し上げます。

最初に、農林水産業の状況についてであります。

第3回定例会でも報告のとおり、小麦は、干ばつと開花期天候不順の影響から製品反収で前年を1俵ほど下回る状況となりました。

寒冷地作物であるてん菜については、収量は前年並みで、糖度は経営所得安定対策で定められている基準糖度と同程度と見込まれております。

馬鈴薯については、加工・食用・澱粉原料用馬鈴薯とも前年を上回る収量となっており、澱粉化率も高い状況となっております。

豆類は、収量・品質とも平年を上回る状況にありました。

野菜全般においては、品質・収量とも平年を上回り、価格も高値で取引されました。

畜産関係で生乳生産については、管内平均を上回り、堅調な生産実績を維持しています。また、肉用牛における肥育素牛販売価格は、高値を維持しながら取引されております。

本年は、農産物の一部品目で減収があったものの、農畜産物全般としては、平年並みかそれ以上の水準を確保できた一年でありました。

今後も、足腰の強い農業経営の維持・向上を図るため、暗渠排水など基盤整備事業に積極的に取り組んでまいります。

林業の状況であります。豊頃町産業振興補助制度により民有林の植林を奨励し、伐採跡地解消を図ってまいりましたが、苗木の供給量不足に伴い本年度の補助制度の活用については、昨年度の50パーセント強の実績にとどまったところであります。

今後も、引き続きこの制度の周知浸透を図るとともに、環境保全の観点からも植林を推進し、伐採跡地及び未立木地解消に努めてまいります。

次に、水産の概況であります。

全道の秋サケ定置網漁の漁期前の予測では、前年とほぼ同程度の漁獲量予測の中、10月末現在の全道集計では、対前年比87パーセントと不振が続いておりましたが、大津漁港での水揚げは、昨年と比較し、数量で18.9パーセント、金額で24.4パーセントの増となり、直近10カ年平均の水揚げ量に対し、約96.3パーセントと回復傾向にあります。昨年度から始まったサケマスセンターをはじめとする国、道の関係機関による不漁原因の究明に加え、各ふ化場の健苗育成に向けた技術向上により、漁獲水準の安定・向上に期待を寄せるところであります。

シシャモ漁については、しけ等による漁獲日数の減により、直近10カ年で最も漁獲不振であった昨年より、多少回復しているものの、依然として低水準の水揚げ量にとどまっており、解禁されたカニ漁に豊漁を期待するところです。

また、例年降雨時に本町沿岸に漂着する流木については、本年も9月に大量に漂着し、サケ定置網への影響が心配されましたが、海岸管理者である北海道がグリーンニューディール基金を活用し、漁に支障がないよう速やかに一時堆積処理されたことに感謝しているところであります。

さらに、大津漁港整備において懸案となっていた上架施設の整備、船揚場の嵩上げについては、漁港整備長期計画に盛り込まれ、国との協議も順調に進んでおります。引き続き大津漁港地域の防災・減災対策の実現に向け、大津漁業協同組合・大津漁港建設利用推進期成会と連携し、早期改修に向けて要請してまいります。

最後に、TPP交渉ですが、現在、交渉は大詰めの段階にありますが、交渉妥結は越年されることが予想され、農産物の重要品目の聖域確保につながる可能性も一部報道されています。

特に高関税品目が多い本町農業は、情勢によって壊滅的な影響が想定されることから、今後も関係団体と連携を図り、適切に対応してまいります。

次に、第20回全国報徳サミット真岡市大会参加について。

去る、11月29日に開催された「第20回全国報徳サミット真岡市大会」に小野木議長を初

め、全国報徳サミット豊頃町大会実行委員会委員等及び牛首別報徳会の計17名が参加し、席上、次回開催地に引き継がれる「二宮金次郎像」の引き渡しを受けてまいりました。

さらに、サミット前日に行われた平成26年度全国報徳研究市町村協議会総会において、前年度の泰野市大会で提案された「災害時相互応援協定」締結式が行われ、本協議会加盟17市町村において災害が発生した場合には、報徳のおしえのもと、相互に応援・協力し合うとする盟約を締結しました。

本サミットは、昭和63年度に第1回大会が二宮尊徳翁生誕の地、神奈川県小田原市で開催され、その後中断はありましたが平成8年度から加盟市町村を会場に毎年開催されており、今年の実岡市大会で第20回目を迎えたところです。

真岡市大会は、「報徳仕法をいかした、ひとつづくり・まちづくり」をテーマに「報徳仕法成立の秋（とき）」と題した基調講演のほか、真岡市民による和太鼓演奏、尊徳翁を題材にしたミュージカルや体験発表、そして加盟市町村長らがパネリストとなり、それぞれから報徳のおしえを生かした取り組みが報告されるなど、報徳四綱領のおしえを改めて見直す場となりました。

今大会開催地の栃木県真岡市は、人口8万1,000人を超え、収容人員1,100人の市民会館を有し、本州の加盟市町村のほぼ中心部に位置することから、1,000人規模の参加がありました。

また、多くの市民がボランティアとして協力し、物産販売や食品の無料配布などのイベントを支え、小中学生が作品を出品するなど全市を挙げたサミット成功に向けての取り組みとなっていました。

今回、第21回全国報徳サミット豊頃町大会が、正式に決定されましたが、来年10月10日の開催に向け、本町の特色を生かしたサミットとなるよう、改めて意を決したところであります。

以上、行政報告を終わります。

●小野木議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番津久井精一議員及び6番大谷友則議員を指名します。

◎ 会期の決定

●小野木議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの9日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの9日間に決定しました。

◎ 委員会報告第5号

●小野木議長 日程第3 委員会報告第8号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

長谷川議会運営委員長。

●長谷川議会運営委員長 委員会報告第8号議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1)平成26年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

平成26年12月5日。

3、調査の経過。

(1)平成26年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

平成26年12月3日招集告示のあった平成26年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、12月5日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4、調査の結果。

(1)平成26年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、12月18日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、請願書の取り扱いについては、平成26年第3回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の産業厚生常任委員会に付託すべきものとした。

ウ、陳情書の取り扱いについては、平成26年第3回定例会閉会後に受理したものは12件であり、本町議会の運営基準に基づき、産業厚生常任委員会に付託すべきもの5件とし、その他の7件については、議員配付にとどめるべきものとした。

エ、同意案第2号豊頃町教育委員会委員の任命については、議会運営基準に基づき、討論を省略し簡易採決することとした。

オ、所掌事務調査等のため、議員全員協議会及び各常任委員会を定例会初日の12月10日に

開催するよう、日程を調整した。

以上であります。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第8号は報告済みとします。

◎ 報告第9号

●小野木議長 日程第4 委員会報告第9号総務文教常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大谷総務文教常任委員長。

●大谷総務文教常任委員長 委員会報告第9号総務文教常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

豊頃町小・中学校連携教育について。

2、調査の方法。

資料による検討及び説明聴取。

3、調査期日。

平成26年11月26日。

4、調査の経過と結果。

豊頃町小・中学校連携教育について、現況と課題について調査を実施した。

ア、豊頃町立学校の概要について。

現在、町立学校は、小学校2校、中学校1校の3校となっており、豊頃小学校は、教職員数16名、普通学級6学級、特別支援学級3学級、児童数140名。大津小学校は、教職員数7名、普通学級3学級（複式）、特別支援学級1学級、児童9名。豊頃中学校は、教職員数16名、普通学級3学級、特別支援学級3学級、生徒数78名となっている。

イ、小中学校連携教育の経過について。

平成16年6月の定例校長会義において、教育委員会は、義務教育の9年間が生きる力を養う連携した機関となるよう小中学校連携教育の方針を説明し、各校教職員の理解を求めるとともに、実践化方策の研究を依頼した。

それを受け、校長会は、平成17年2月に、「小中学校間交流を考える」をテーマに、「校長会学校経営研修会レポート」として、学校間の交流の目的、交流実情、当該年度の評価、次年度に向けての事業等をまとめ、平成17年度から、教職員の理解と実践化方策の研究を始めた。

そして、平成19年8月に、「豊頃町小・中学校連携教育推進会議」を設置し、新豊頃小学校が開校したことを踏まえ、小・中学校3校間のより望ましい連携や接続のあり方について、総合的な観点から研究実践を進めている。

ウ、連携教育の推進状況について。

具体的な実践内容としては、平成17年度から、各小学校において、「報徳のおしえ」に関する学習機会を設け、平成18年度には、「豊頃中学校吹奏楽部の大津小学校派遣」や、「豊頃中学校体育教諭が豊頃小学校にて体育授業」を実施している。

また、平成19年度には、「報徳のおしえ」を基盤とする小・中学校相互の連携教育を推進するため、学校教職員やPTAの代表により、「豊頃小・中学校連携教育推進会議」を設置し、連携教育に関する実践研究や、先進地視察などを実施している。

平成20年度からは、「報徳のおしえ」をテーマとした、小・中学校合同授業や各学校で公開授業を実施している。

平成21年度からは、文科省の道徳教育実践研究事業や、北海道道徳教育推進校事業、さらに十勝教育委員会連絡協議会研究奨励事業の研究実践指定を受け、小・中学校の交流授業や、教職員の交流事業を実施している。

そのほかにも、小中合同クリーン作戦、合同給食会、報徳町内めぐりや、「報徳のおしえ」講演会など多くの事業を展開している。

エ、成果と課題について、

成果については、各小中学校において道徳に「報徳のおしえ」を関連づけて教育課程に組み込むことで、各学年に応じた連続性のある指導を行うことができるようになったこと、「報徳のおしえ」に関する教職員の理解を深めるため、「報徳町内めぐり」や「報徳のおしえ」に関する講演会を実施することで、授業づくりの工夫・改善に効果を上げることができたこと。また、各小中学校が、授業交流することで授業内容を理解し、具体的な連携の方法を研究することができたことが挙げられる。

課題については、各小中学校の教員が日常的に情報交流のできる体制の検討と今後の小中学校一貫教育の制度化を見据え、現行の「町小・中学校連携教育推進会議」と「町学校教育振興会」との一本化を図り、研究・実践を進める必要があることがあげられる。

5、まとめ。

小・中学校連携教育は、既に10年の実績があり、「報徳のおしえ」を柱とした、各種事業を通じて、相互の理解が図られるようになってきている。今後も、小・中学校連携教育の制度化を見据え、現行の各組織の一本化、さらなる研究・実践の推進など、今後の方向性を定めていく必要性

を確認した。

また、委員から、学校間で情報を共有することにより、いじめ問題や登校拒否問題などの解消につながられるのではとの意見が出された。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第9号は報告済みとします。

◎ 議案第49号

●小野木議長 日程第5 議案第49号平成26年度豊頃町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

●山本総務課長 議案第49号平成26年度豊頃町一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,166万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億8,318万2,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。14ページをお開き願います。

1 款議会費、1 項議会費に普通旅費8万4,000円を追加。

2 款総務費、1 項総務管理費において、7 目企画費に、定住促進等住宅取得補助金195万3,000円を追加するなど、367万円を追加。

9 目電算情報管理費に光回線の修繕料128万円を追加するなど、157万8,000円を追加。これら合わせて667万2,000円を追加。

4 項選挙費において、来年の統一地方選挙にかかる臨時特例に関する法律が11月27日公布されたことに伴い、4 目知事、道議会議員選挙費として来年4月12日に執行される今年度内の選挙執行事務費168万5,000円を計上。5 目町議会議員選挙費として、来年4月26日に執行される本年度内の選挙執行事務費3万1,000円を計上。合わせて171万6,000円を追加。

3 款民生費、1 項社会福祉費において、1 目社会福祉総務費から、臨時福祉給付金給付事業費133万6,000円を減額。3 目老人福祉費に介護保険特別会計繰出金資金84万1,000円を追加。8 目後期高齢者医療から道後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金436万3,000

0円を減額するなど、710万3,000円を減額。これら合わせて744万円を減額。

2項児童福祉費において、1目保育所費にこどもプラザとよころ照明設備交換費127万3,000円を追加するなど、93万8,000円を追加。4目児童措置費から児童手当扶助費292万5,000円を減額するなど、376万7,000円を減額。合わせて282万9,000円を減額。

4款衛生費、1項保健衛生費において、1目保健衛生総務費から葬斎場塗装補修費など71万4,000円を減額。3目保健指導費、帯広厚生病院運営費補助金288万円を追加するなど、294万5,000円を追加。これら合わせて229万8,000円を追加。

2項簡易水道費に簡易水道特別会計繰出金323万9,000円を追加。

5款農林水産業費、1項農業費において、2目農業総務費に、農地中間管理機構集積協力金交付事業補助金2,658万円を追加するなど、2,989万3,000円を追加。

2項畜産業費において、2目公社営事業費から畜産担い手育成総合整備事業豊頃地区負担金1,460万円を減額。

3項林業費において、1目林業総務費に有害鳥獣駆除補助金75万円を追加。

6款商工費、1項商工費において、1目商工総務費に、イベント格納庫修繕料など17万7,000円を追加するなど、これら合わせて10万円を追加。

7款土木費、1項土木管理費に、車庫電気料1万円を追加。

2項道路橋梁費において、2目除雪費に、ロードヒーティング電気料46万円を追加。

3項住宅費において、1目住宅管理費に町営住宅修繕料140万円を追加。2目住宅建設費に、社会資本整備総合交付金事業による福祉住宅建設用地等買収費、1,010万円を追加。合わせて1,150万円を追加。

5項施設費に、街路灯の電気料103万円を追加するなど、112万3,000円を追加。

6項公共下水道費に、公共下水道特別会計繰出金52万5,000円を追加。

8款消防費、1項消防費に、消防救急無線デジタル化共同整備事業において、デジタル活動波の整備分及び高機能指令センター整備分の9,108万円の追加のほか、消防諸費等精査により東十勝消防事務組合負担金8,737万4,000円を追加。

2項災害対策費に、大津地区築山植栽用地整地費25万円を追加。

9款教育費、1項教育総務費において、4目スクールバス管理費に、スクールバス修繕料106万1,000円を追加するなど、これら合わせて169万1,000円を追加。

2項小学校費において、1目学校管理費から大津小学校校舍窓硝子更新工事請負費等執行残93万3,000円を減額するなど、これら合わせて97万3,000円を減額。

3項中学校費において、2目教育振興費から、サマーランド中学生派遣交流事業補助金等143万1,000円を減額するなど、これら合わせて82万4,000円を減額。

4項社会教育費において、1目社会福祉総務費から、姉妹都市少年親善使節団派遣事業補助金

40万円を減額するなど、これら合わせて15万5,000円を減額。

5項保健体育費において、1目保健体育総務費に町体育連盟補助金50万円を追加するなど、80万円を追加。

以上が、歳出にかかる補正の主な内容であります。これら歳出に伴う歳入につきましては、8ページをお開き願います。

1款町税、1項町民税において、1目個人に900万円、2目法人に600万円、合わせて1,500万円を追加。

2項固定資産税において、1目固定資産税に1,500万円を追加。

3項軽自動車税に50万円を追加。

9款地方交付税、1項地方交付税に普通交付税533万1,000円を追加。

11款分担金及び負担金、1項分担金に畜産担い手総合整備事業豊頃地区分担金234万3,000円を追加。

12款使用料及び手数料、1項使用料において、5目商工使用料から長節湖キャンプ場使用料3万3,000円を減額。

13款国庫支出金、1項国庫負担金において、1目民生費国庫負担金から児童手当負担金193万9,000円を減額。

2項国庫補助金において、1目民生費国庫補助金から臨時福祉給付事業費など212万1,000円を減額し、5目総務費国庫補助金に、がんばる地域交付金1,710万3,000円を追加、合わせて1,498万2,000円を追加。

14款道支出金、1項道負担金において、1目民生費負担金から後期高齢者医療基盤安定負担金163万3,000円を減額するなど、212万7,000円を減額。

2項道補助金において、4目農林水産業費補助金に、農地中間管理機構集積協力金交付事業補助金2,658万円を追加するなど、2,884万2,000円を追加。

3項委託金において、1目総務費委託金に、知事道議会議員選挙執行事務費委託金109万円を追加。

15款財産収入、1項財産運用収入において、1目財産貸付収入に、情報通信基盤設備貸付収入38万8,000円を追加。

16款寄附金、1項寄附金において、2目指定寄附金に、ふるさと振興寄附金等69万円を追加。

17款繰入金、1項繰入金から、(仮称)多目的福祉施設整備事業にかかる地域福祉基金繰入金5,000万円を減額するなど、5,140万円を減額。

19款諸収入、5項雑入において、1目過年度収入に平成25年度後期高齢者医療特別会計繰入金精算返還金24万7,000円を追加。5目雑入に道市町村振興協会助成金など175万円を追加。合わせて199万7,000円を追加。

20款町債、1項町債において、5目消防債に、消防救急無線デジタル化共同整備事業に9,100万円を追加。

以上が、歳入にかかる主な補正の内容であります。

次に、4ページ、第2表、地方債補正についてご説明申し上げます。

一般単独事業において、消防救急無線デジタル化共同整備事業に9,100万円を追加し、地方債限度額の総額を4億3,959万円と改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1款町税。

(質 疑 な し)

●小野木議長 9款地方交付税。

(質 疑 な し)

●小野木議長 11款分担金及び負担金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 12款使用料及び手数料。

(質 疑 な し)

●小野木議長 13款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 14款道支出金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 15款財産収入。

(質 疑 な し)

●小野木議長 16款寄附金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 17款繰入金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 19款諸収入。

(質 疑 な し)

●小野木議長 20款町債。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については項ごとに質疑を受けます。

14ページ。

1款議会費、1項議会費。

(質疑なし)

●小野木議長 2款総務費、1項総務管理費。

1番、杉野議員。

●1番杉野議員 ここに防犯カメラの機材等の予算が組まれておりますけれども、今まで町有の防犯カメラ、どのような設置状況にあるのかとあわせて、豊頃小学校に統合がされた時点で私申し上げておりますけれども、国道に隣接している学校用地であり、地域の目がかなり薄い地域に小学校があるので、この辺の防犯についてどのように考えているかというふうに伺ったことがございます。あわせて、伺いますけれども、よろしく願いいたします。

●小野木議長 答弁、柄崎住民課長。

●柄崎住民課長 このたびの補正に計上させていただきました防犯カメラにつきましては、近年、灯油ですとか、軽油ですとか、車上荒らしだとか、そういった窃盗被害が多発しておりますことから、犯罪の未然防止ですとか、犯罪発生時の解決などに対し迅速、的確に対応することにより、町民の安心と安全を図ることを目的として設置する考えであります。設置箇所は今回の予算では1カ所を考えております。

なお、これまでの公道とか、住宅街とか、そういったところのカメラの設置箇所は一切ございませんでした。

住民課関係については、私のほうから以上答弁をさせていただきました。

●小野木議長 答弁、富田教育課長。

●富田教育課長 豊頃小学校の防犯関係ですけれども、小学校の関係につきましては、通常授業のある時間帯につきましては、正面に関しましては職員室のほうから見渡せるような状況となっておりますので、特に防犯上のカメラですとかといった設備とかといったものはつけておりませんが、夜間等に関しましては防犯装置をつけておりまして、何者かが侵入した場合ですとかは、校長、教頭、それから教育委員会の職員に通報が来るようなシステムを取っております。豊頃小学校に関しては、そういった設備となっております。

以上です。

●小野木議長 1番、杉野議員。

●1番杉野議員 登下校時の防犯については、何も無いということだというふうに伺いますけれども、非常に地域の目が薄いというか、住宅街にない学校というふうに私は理解しておりますので、国道に直結する道路にある囲まれた小学校用地の中で、登下校時にスクールバス等で通われる子供さんが多いから心配がないというふうに思えば、それでよろしいでしょうけれども、未然防止が必要かとも思いますし、夜間の校内の防犯装置については警報装置を使用しているという

ふうに伺いましたけれども、豊頃中学校の件もございますので、十分に今後検討していただき、町の宝である子供たちの守りとなられるよう要望をさせていただきます。

●小野木議長 答弁、菅原教育長。

●菅原教育長 前段、課長が答弁申し上げましたように、夜間等を主とする防犯体制につきましては、学校体制について一昨年議会議決を頂戴いたしまして、防犯体制を現状完備しているところでございます。

ただいまご要望をいただきました登下校時の児童生徒の安全確保につきましても、数年前から、登下校時の安全に関する危惧される事故等が全国的に続いたものですから、本町におきましては、極力安全確保の観点でスクールバス乗車をしていただいているという現状であります。

構造上、豊頃小学校につきましては夜間侵入のおそれは比較的少ないと判断しておりますけれども、今後におきましても、教職員は登校時下校時、安全に十分配慮しているものと判断しております。教育委員会としましても、一層安全安心な通学の確保に努めてまいりたいと考えております。

●小野木議長 先に、進みます。

4項選挙費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3款民生費、1項社会福祉費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2項児童福祉費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 4款衛生費、1項保健衛生費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2項簡易水道費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 5款農林水産業費、1項農業費。

8番藤田議員。

●8番藤田議員 この中で、多面的機能支払交付金事業負担金というのがありますけれども、この内容についてお聞きしたいと思います。

●小野木議長 和田産業課長。

●和田産業課長 多面的機能支払交付金事業負担金ということで、この制度につきましては、もう既に行われております中山間地域等の直接支払いとともに、日本型の直接支払制度の一つとして平成26年度に予算化され、平成27年度から法制度化される予定の事業であります。

従前から農業者や農業者以外の地域住民が参画する組織による活動に対する農地・水保全管理支払と、こういった事業ありましたけれども、今回、農業者のみで構成される組織でもこの活動

に対して交付金が支払われる、この制度が多面的機能支払制度というものでございます。この制度の期間につきましては5年間ということになっております。

この制度は従前より農地を今後とも農地として維持するための、そういう基本的な考えがこの背景にありましたが、今回もそれが継続されまして、農業者だけでも組織化して取り組んでもいいよと。ただ、この取り組みは全て農業者が現地を点検し、計画し、必要に応じて業者に発注しと、こういう全てが農業者において行われなければならないという制度でございます。当然会計検査の対象にもなる制度でございます。制度の内容については以上であります。

●小野木議長 1番藤田議員。

●1番藤田議員 今までも何かの形であったわけですがけれども、今回改めて取り組まれるというようにお聞きします。今回この地区はどのような地区が予定されているのか、また、今後全町的にこのことについてお知らせして、団体を募る考えがあるのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

●小野木議長 和田産業課長。

●和田産業課長 この制度自体、従前の制度からいいますと平成19年からやられているわけなのですがけれども、この制度自体、新たに農業者だけでも組織して活動できるとはいえ、現実に農業者自らが全ての事務をしなければならないということに変わりがございませんので、町としても内部協議をしながら、いろいろ地域の方に相談したところなのですが、平成26年度にこの新しい多面的支払制度というものが創設されて以来、北海道、十勝でもそうですけれども、新たに取り組む組織というのが非常に少ない。国としても肝いりの制度であるがゆえに、何とか取り組んでいただきたいということが背景にございました。十勝管内では従前5町取り組んでおりませんでしたけれども、そのうち1町が取り組むということになりましたので、事実上4町が取り組んでいない。その中の一つの町に豊頃町があるわけで、国、道から積極的に取り組みの要請がされてきたところなんです。これを受けまして、町としてもこれを何とか取り組んでいこうと。ただ、どこの地域でも取り組めるというふうには町もちょっと考えておりませんで、しっかりとした事務が仕切れる地域ということで、二宮地域をモデル的にやってみてはどうかということで、地域の方々と実は10月以降協議をして、今般、二宮地域においてこの制度に取り組む新たな組織の設立を見ましたので、二宮地域でこれに取り組んでいただくということで、今回予算を計上してございます。

他の地域、全町的にということで、お話しございましたけれども、何せ事務が全部自らやらなければいけないということもありますので、まずは取り組んでいただいて全然構わない、取り組めるということであれば大いに取り組んでいただきたい。

ただ、町としましても、どれだけ事務があるのか、どのような苦労があるのかということも一度見ていただきたいなというふうには思っております。他の地域でも取り組むという希望がありましたらどうぞ申し出ていただきたいと、そのように思います。

以上です。

- 小野木議長 先に進みます。

2 項畜産業費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 3 項林業費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 6 款商工費、1 項商工費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 7 款土木費、1 項土木管理費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 2 項道路橋梁費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 3 項住宅費。

説明、第1号、渡部施設課長。

- 渡部施設課長 説明第1号、土地の取得についてご説明いたします。

来年度から計画しております茂岩栄町の福祉ゾーンに、高齢者住宅を建設するための用地として民有地を取得するため、用地買収費を第7款土木費に計上するものであります。

事業概要についてご説明いたします。

事業区分、社会資本整備総合交付金事業。事業費は1,010万円。事業内容は、高齢者住宅用地取得費、面積3,200平方メートルであります。この事業は新規事業であります。

位置につきましては、次ページ図面のとおり、本年度開始を行いました多目的福祉施設に隣接した民有地であります。

以上でありますので、よろしく願いいたします。

- 小野木議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 先に進みます。

5 項施設費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 6 項公共下水道費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 8 款消防費、1 項消防費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 2 項災害対策費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 9 款教育費、1 項教育総務費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 2 項小学校費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 3 項中学校費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 4 項社会教育費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 5 項保健体育費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

8 番藤田議員。

- 8 番藤田議員 農林水産業費の農業費で再度伺いたいと思います。

この中で、農地中間管理機構集積協力金交付事業補助金というのがありますけれども、今回の制度でこのような名称の中で事業が展開されていると思いますけれども、豊頃町の状況等についてお聞かせ願いたいと思います。

- 小野木議長 和田産業課長。

- 和田産業課長 農地中間管理機構の関係の質問にお答えしたいと思います。

この制度につきましては、本年度4月1日から農地中間管理事業ということで、北海道農業公社が中間管理機構という使命を受けまして、この事業が展開されているところです。

この予算におきまして、本年度におきましては経営転換という、いわばリタイアされるという場合と、農業は継続するのだけれども、この集積に協力するという、この二タイプのパターンがございまして、農業をリタイアする、経営転換協力これが1件発生しております。この協力金につきましては70万円。それから、農業は維持するのだけれども、集積に協力するという耕作者集積協力金、これが6戸、面積にしまして129.4ヘクタール。

この耕作者集積協力金につきましては、反当たり2万円という金額になりますので、耕作者協力金につきましては、総額2,588万円、先ほどの経営転換協力金70万円と合わせまして2,658万円、このようになってございます。

以上です。

- 小野木議長 8 番藤田議員。

- 8 番藤田議員 この中で、それぞれの農地が貸し手、受け手ということであるかと思えますけれども、その辺の調整等についてはどのような形で進められておったのかについて、お聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、和田産業課長。

●和田産業課長 この事業の実質推進に当たりましては、町のほうから農業委員会さんのほうに事務委任をしております、その今現在おられる農業委員さんのご協力のもと、この事業の展開がなされております。

以上です。

●小野木議長 8番藤田議員。

●8番藤田議員 実務関係で農業委員会がかかわっているというふうにお聞きしましたので、農業委員会からも状況等をお聞かせ願いたいと思います。

●小野木議長 答弁、高倉農業委員会事務局長。

●高倉農業委員会事務局長長 この中間管理事業は主に賃貸借の事業になっておりまして、土地を機構に貸そうとされる方と機構とのやりとりにつきましては、従来からの農業委員会で行っております農地の地域におけます利用集積計画によって行っております。

また、機構から借り受ける方への配分につきましては、農業用地利用配分計画というものを定めます。これにつきましては、地域の集団化等の一定の要件がございますので、こちらにつきましても、地元の農業委員さんが中心になりながら、その配分計画の趣旨に沿った内容の形において、利用調整がなされている状況でございます。

以上です。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

次に、4ページ、第2表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第50号

●小野木議長 日程第6 議案第50号平成26年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 議案第50号平成26年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,425万6,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、葬祭費及び後期高齢者支援金の増額と、早期介入保健指導事業の実施に伴うものであります。

補正予算の主なものは、歳入歳出事項別明細書、48ページ、歳出からご説明いたします。

2款保険給付費、5項葬祭諸費に葬祭費5万円を追加。

3款、1項後期高齢者支援金等に後期高齢者支援金2万2,000円を追加。

8款保健事業費、2項保健事業費に、早期介入保健指導事業、特定健診委託料として14万6,000円を追加するものであります。

この歳出に要する財源は、46ページ、歳入をご覧ください。

9款繰越金に、その他繰越金21万2,000円を追加。

10款諸収入、2項雑入に、健診料負担金6,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

46ページ、9款繰越金。

（質疑なし）

●小野木議長 10款諸収入。

（質疑なし）

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

（質疑なし）

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても、款ごとに質疑を受けます。48ページ。

2款保険給付費。

（質疑なし）

●小野木議長 3款後期高齢者支援金等。

(質 疑 な し)

●小野木議長 8款保健事業費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第51号

●小野木議長 日程第7 議案第51号平成26年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 議案第51号平成26年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ174万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,726万4,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、介護保険システム端末機の更新及び高額介護サービス費の精査によるものです。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書、60ページ、歳出からご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に、備品購入費44万7,000円を追加。

2款保険給付費、4項高額介護サービス等費に高額介護サービス費130万円を追加するもの

であります。

この歳出に要する財源は、58ページ、歳入をご覧ください。

3款国庫支出金、1項国庫負担金に介護給付費負担金26万円を追加。

同款2項国庫補助金、1目調整交付金に介護給付費調整交付金10万7,000円を追加。

4款道支出金、1項道負担金に介護給付費負担金16万2,000円を追加。

5款支払基金交付金に介護給付費交付金37万7,000円を追加。

7款繰入金、1項他会計繰入金に介護給付費繰入金39万4,000円とその他繰入金44万7,000円の合わせて84万1,000円を追加するものです。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

58ページ、3款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 4款道支出金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 5款支払基金交付金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 7款繰入金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

60ページ、1款総務費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2款保険給付費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

歳出全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

●小野木議長 再開します。

◎ 議案第52号

●小野木議長 日程第8 議案第52号平成26年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 議案第52号平成26年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ448万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,835万5,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、広域連合納付金及び前年度一般会計繰入金精算返還金の確定に伴うものであります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書72ページ、歳出からご説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金から、保険料等負担金417万9,000円と事務費負担金55万7,000円の合わせて473万6,000円を減額。

3款諸支出金、2項繰出金に、平成25年度一般会計繰入金精算返還金として24万7,000円を追加するものであります。

この補正に要する財源は、70ページ、歳入をご覧ください。

1 款後期高齢者医療保険料から、現年度分保険料 200 万円を減額。

2 款繰入金、1 項他会計繰入金から保険基盤安定繰入金 217 万 8,000 円と事務費等繰入金 56 万 2,000 円の合わせて 274 万円を減額。

3 款繰越金に前年度繰越金 25 万 1,000 円を追加するものです。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

70 ページ、1 款後期高齢者医療保険料。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2 款繰入金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3 款繰越金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

72 ページ、2 款後期高齢者医療広域連合納付金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3 款諸支出金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 52 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第53号

●小野木議長 日程第9 議案第53号平成26年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 議案第53号平成26年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,145万4,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、歯科診療所患者待合室冷暖房用エアコンを更新するための補正であります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書84ページ、歳出からご説明いたします。

3款、1項歯科診療所費、1目歯科診療所管理費に修繕料30万円を追加するものです。

この歳出に要する財源は、82ページ、歳入をご覧ください。

3款繰越金に前年度繰越金30万円を追加するものです。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

82ページ、3款繰越金。

（ 質 疑 な し ）

●小野木議長 質疑なしと認めます。

歳出についても款ごとに質疑を受けます。

84ページ、3款歯科診療所費。

（ 質 疑 な し ）

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（ 討 論 な し ）

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第54号

●小野木議長 日程第10 議案第54号平成26年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 議案第54号平成26年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ370万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,265万8,000円と定めるものであります。

本補正予算は、主に電気料金の改定に伴い、施設の電気料金が不足すること、及び豊頃南町に建設中の定住促進賃貸住宅に水道本管を布設するためのものであります。

主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

96ページ、歳出からご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費において、簡易水道一般経費に電気料190万円を追加、本管布設工事請負費239万8,000円を追加。消費税121万9,000円を減額するなど、合わせて370万7,000円を追加するものであります。

これら歳出に伴う財源として、94ページ、歳入についてご説明いたします。

1款使用料及び手数料に、設計審査手数料11万円を追加。

3款繰入金に一般会計繰入金323万9,000円を追加。

6款諸収入に、前納した消費税の還付金35万8,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

94ページ、1款使用料及び手数料。

(質疑なし)

●小野木議長 3款繰入金。

(質疑なし)

●小野木議長 6 款諸収入。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

歳出についても款ごとに質疑を受けます。

9 6 ページ、1 款総務費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 5 4 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 4 号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 5 5 号

●小野木議長 日程第 1 1 議案第 5 5 号平成 2 6 年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算 (第 2 号) についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 議案第 5 5 号平成 2 6 年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算 (第 2 号) についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 8 0 万 4 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 9 2 9 万 3 , 0 0 0 円と定めるものであります。

本補正予算は、豊頃南町に建設中の定住促進賃貸住宅に公共枦を設置するためのものであります。

主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

1 0 8 ページ、歳出からご説明いたします。

1 款総務費、2 項施設管理費において、公共柵設置工事費 1 8 0 万 4 , 0 0 0 円を追加するものであります。

この歳出に伴う財源として、1 0 6 ページ、歳入についてご説明いたします。

1 款分担金及び負担金において、公共下水道分担金 8 , 0 0 0 円を減額。

4 款繰入金において一般会計繰入金 5 2 万 5 , 0 0 0 円を追加。

5 款繰越金において、前年度繰越金 1 2 8 万 7 , 0 0 0 円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1 0 6 ページ、1 款分担金及び負担金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 4 款繰入金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 5 款繰越金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1 0 8 ページ、1 款総務費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 5 5 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 5 号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第56号

●小野木議長 日程第12 議案第56号豊頃町福祉施設条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 議案第56号豊頃町福祉施設条例の一部改正についてご説明いたします。

本年6月に工事発注され11月19日に改修工事完了、11月28日工事受け渡しを行いました(仮称)多目的福祉施設を「豊頃町福祉センター」とし、豊頃町福祉施設条例において管理運営するため、条例の一部改正を行うものであります。

以下、条文に沿ってご説明いたします。

豊頃町福祉施設条例(平成10年条例第17号)本則第2条の表、「礼文内地域コミュニティセンター」の項の次に、施設の名称、「豊頃町福祉センター」及び位置「豊頃町茂岩栄町102番地」を追加し、さらに第8条関係の別表使用、私の用に供する場合の施設使用料として、「礼文内地域コミュニティセンター」の項の次に「豊頃町福祉センターの交流活動室、1及び2並びに会議室」の使用料金に関する項を追加するものです。

なお、それぞれの使用区分による使用料金につきましては、記載のとおりであります。当該施設のそれぞれの面積は、交流活動室1が79.48平方メートル、交流活動室2が40.6平方メートル、会議室が35.53平方メートルとなっております。

また、附則につきましては、本条例の施行月日を平成27年1月1日からとするものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第57号

●小野木議長 日程第13 議案第57号豊頃町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

瀬尾子育て支援所長。

●瀬尾子育て支援所長 議案第57号豊頃町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、平成27年4月から開始予定の子ども・子育て支援新制度において創設される施設型給付及び地域型保育給付の給付対象となるためには、北海道から教育・保育施設の認可、または市町村から地域型保育事業の認可とあわせ、市町村から施設及び事業が給付対象となるかどうかの確認を受けることが必要になります。

本町では、対象となる施設は現在ございませんが、新規に開設する事業等が給付を受けようとする場合には、この基準が必要となることから、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、確認をする基準を条例で定めるため本条例案を提出するものでございます。

条例を制定するに当たりましては、内閣府令で定める基準に従い定めることになっており、この基準を踏まえて条例案を定めて提案をしております。

条例の条文構成につきましては、第1章から第4章でなり、第1条から第5条までの本則と第1項から第7項までの附則で構成しております。

それでは、条例案の主なものについてご説明いたします。

第1章は、総則を定め、第1条から第3条までは本条例の趣旨、一般原則等を定めております。

第4条では、内閣府令で定める基準にはございませんが、本町は暴力団の排除条例を制定していることから、本条例案につきましても、暴力団を排除する規定を定めております。

第2章、特定教育・保育施設の運営に関する基準は、第1節から第3節で構成し、第1節第5条は認定こども園及び保育所の利用定員を20人以上とし、認定こども園、幼稚園、保育所ごとに利用定員を定めるものとしております。

第2節、第6条から第35条は、特定教育・保育施設が、施設型給付費を受けるための運営に関する基準を定めました。

続きまして、第3節、特例施設型給付費に関する基準。

第36条では、保育所が特別に利用保育を提供するときの特別利用保育の基準を定め、第37条では、幼稚園が特別に利用教育を提供するときの特別利用教育の基準を定めました。

第3章、特定地域型保育事業の運営に関する基準は、第1節から第3節で構成し、第1節、第38条は、利用定員に関する基準を定めました。

第2節、第39条から第50条までは、特定地域型特定事業を実施する事業所等が特定地域型保育の提供をするための運営に関する基準を定め、第51条は、特定教育保育施設の運営に関する基準の第9条、第10条、第12条、第13条、第15条の規定を準用する規定を定めました。

第3節、第52条は、保育の必要性のない子供に特別利用地域型保育を提供するときの基準を定め、第53条は、保育の必要性のある子供に特別に特定利用地域型保育を提供するときの基準を定めました。

第4章、補則については、第54条は事業所等が虚偽の報告をしたときの過料について定め、第55条は、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしたものであります。

続きまして、附則に入りますけれども、附則、第1項では、この条例の施行日を子ども・子育て支援法の施行日から規定し、第2項は、特定保育所に関する特例で、特定保育所については、特定教育、保育の質の向上を図る上で、特に必要であると認められる対価の受け取りの際に、市町村の同意を得ることを要件とすることと規定しております。

第3項は、特定保育所は、町から保育の委託を受けた場合、正当な理由がない限り拒んではならないと規定しております。

第4項、第5項は、施設型給付費等に関する経過措置で、第4項は特定教育・保育施設が幼稚園等の認定を受けた子どもに対して特定教育・保育または特別利用の保育を提供する場合、当分の間、当該特定教育・保育にかかる子ども・子育て支援法に定める施設型給付費を、子ども・子育て支援法、附則に定める額と規定したものです。

第5項は、特定地域型保育事業者が幼稚園等の認定提供する場合を受けた子供に、特別利用の地域型保育を提供する場合は、当該特定地域型保育にかかる子ども・子育て支援法に定める特例地域施設型給付費を、子ども・子育て支援法の附則に定める額と規定したものであります。

第6項は、小規模保育事業C型の利用定員6人以上10人以下を、6人以上15人以下とする経過措置を規定したものであります。

第7項は、特定地域型保育事業者が、連携施設の確保が困難の場合で、町が認める場合は、連携施設を確保しないことができることと規定いたしました。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議下さいますようお願い申し上げます。

●小野木議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 簡単に説明をいたしましたという言葉ですが、この豊頃町家庭的保育事業等の必要及び運営に関する条例ですね、このことがこれだけの説明で、どういうことかということがよくわからないのですよね。ですから、条例というのは、やっぱりわかりやすい方が良いでしょうね。この辺については条例の内容について質問するのが本意なのでしょうけれども、その辺については、違う条例についても同じことが言えるのですが、その辺についても大きな考え方とい

うのはどういうことですか。

●小野木議長 答弁、瀬尾子育て支援所長。

●瀬尾子育て支援所長 この条例につきましては大変長い条文でございます。これにおきましては、内閣府令で定める基準が定めております。その定める基準に従って定めなさいという国の指導でございます。したがって、どの市町村も同じような形で定められております。特に独自に市町村で定める部分は別として、基本的にはそのような基準になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

●小野木議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 当然ですが、町民の皆さんが理解しないことには、やっぱり何と申しますか、条例の本意と申しますか、それがどこの町村でも難しくということですが、その辺がもう少し理解できないのですけれども。

●小野木議長 答弁、瀬尾子育て支援所長。

●瀬尾子育て支援所長 この周知につきましては、今、今回皆様方の議会のご審議をいただき、議決された後の1月の広報に、事業者等にこういう事業ができますということで、お知らせをすることになってございます。

以上です。

●小野木議長 ほかに、質疑はありませんか。

6番大谷議員。

●6番大谷議員 暴力団の排除の第4条ですけれども、なかなか民間の方々が暴力団かということとはわからないというふうに思いますが、これはやはり警察との連携をしていかなければならないなというふうに感じますが、その辺の考えはいかがでしょうか。

それと、それがどこで把握するのか、それぞれ担当課で把握するのか、全体として把握していくのか、庁舎内で。ほかの条例も暴力団を排除していますから、そういった関係でどう考えているのか、聞かせていただきたいと思います。

●小野木議長 答弁、瀬尾子育て支援所長。

●瀬尾子育て支援所長 今、ご質問ありました件ですけれども、申請が当然私どもの課に上がります。上がった段階で、担当する部署と協議をしながら、認定する認定しない等を図りながら、進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

●小野木議長 6番大谷議員。

●6番大谷議員 担当する課で考えるということですが、ほかの暴力団排除法もありますから、それらを共有するためには、やはり町全体で把握していかなければいけないのではないかと申しますが、その辺の考えはどうでしょうか。

●小野木議長 答弁、柄崎住民課長。

●柄崎住民課長 今の件については、担当窓口が住民課となっておりますことから、町全体の行政サービスにかかわる関係で、そういった事例が発生した段階で住民課のほうから警察署等に照会して、確認をするという考え方でおります。

●小野木議長 ほかに、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第58号

●小野木議長 日程第14 議案第58号豊頃町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

瀬尾子育て支援所長。

●瀬尾子育て支援所長 議案第58号豊頃町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、平成27年4月施行予定されている子ども・子育て支援新制度におきまして、定員が5人以下の家庭的保育事業、定員が6人から19人までの小規模保育事業、保育が必要な子供の家庭で保育を行う居宅訪問型保育事業及び事業所内で保育を行う事業所内保育事業の四つの類型が創設されます。その創設されたものにつきましては、市町村の認可事業として児童福祉法に位置づけられます。

これらの四つの類型の事業を事業者が行う場合、市町村の認可が必要となることから、児童福祉法第34条の16第1項の規定により、家庭的保育事業等の設備及び運営についての基準を条例で定めるため、本条例案を提案するものです。

条例の制定に当たりましては、厚生労働省令で定める基準に従い定めることになっており、この基準を踏まえて条例を定めております。

条例の条文構成は、第1章から第6章で構成され、第1条から第51条までの本則と、第1項から第5項までの附則で構成されております。それでは、条例案の主なものについてご説明申し上げます。

第1章は、総則を定め、第1条、第2条では、本条例の趣旨、定義を定め、第3条、第4条、第5条は利用する子供の最低基準を定め、第6条は、事業者等の一般原則を定め、第7条は、厚生労働省令で定める基準にはございませんが、本町が暴力団の排除条例を制定していることから、本条例案におきましても、暴力団を排除する規定を定めております。

第8条は、居宅訪問型保育事業者を除く家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業の、3類型の保育所等との連携について定め、第9条から第23条までは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問事業及び事業所内保育事業の4類型共通の基準を定めております。

第2章、家庭的保育事業では、第24条から第28条までは、利用定員5人以下の家庭的保育事業の設備、職員関係、保育時間、保育内容等の基準を定めております。

第3章は、小規模保育事業では第1節から第4節で構成され、第1節、第29条は小規模保育事業の区分を、A型、B型、C型の3区分と定めております。

第2節、第30条から第31条までは、小規模保育事業A型、定員6人から19人までの設備、職員関係の基準を定め、第32条は、家庭的保育事業の保育時間、保育内容等を準用する規定を定めております。

第3節、第33条は、小規模保育事業B型、定員6人から19人までの職員関係の基準を定め、第34条は、家庭的保育事業の保育時間、保育内容等を準用する規定を定めております。

第4節、第35条から第37条までは、小規模保育事業C型、定員6人から10人までの設備、職員関係、利用定員を定め、第38条は、家庭的保育事業の保育時間、保育内容等を準用する規定を定めております。

第4章、居宅訪問型保育事業では、第39条から第42条まで、保育事業の内容、設備及び備品、職員関係、連携施設の基準を定め、第43条は、家庭的保育事業の保育時間、保育内容等を準用する規定を定めております。

第5章、事業所内保育事業では、第44条から第47条までは、利用定員20人以上を保育する場合の設備の基準、職員関係、保育時間、保育内容の基準を定め、第48条は、家庭的保育事業の保育時間、保育内容等を準用する規定を定めております。

第49条は、利用定員が19人以下を保育する場合の職員関係の基準を定め、第50条は、利用定員19人以下を保育する場合の保育時間、保育内容等を家庭的保育事業の設備の基準を小規模保育事業型A型の基準を準用することを定めてございます。

第6章、第51条は、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることにしたものであります。

附則につきましては、附則、第1項では、この条例の施行日を子ども・子育て支援法及び就学

前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日から施行すると定めました。

第2項から第5項までは、経過措置について規定しております。

第2項は、施行日前に保育所業務を行っている事業者が、法の施行後、家庭的保育事業等の許可を得たとき、自園調理を行っていない場合、食事の提供や調理人の規定について適用しないことと定め、第3項は、連携施設の確保が困難な場合で町が認める場合、連携施設を確保しないことができることと定め、第4項は、保育従事者確保のため家庭的保育者及び家庭的保育補助者を保育事業者と見なすと定め、第5項は、「小規模保育事業C型の利用定員を6人以上10人以下」を、「6人以上15人以下とすることとできる」と国が定めている経過措置と同様に規定しました。

以上、説明を申し上げましたが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

●小野木議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番大谷議員。

●6番大谷議員 国の指導で、こういう条例をつくらなければならないというふうに考えますけれども、家庭保育事業というものに取り組むということにはならないと思うのですよね。当町の保育事業というものは、当町で賄っていかなければならないというふうに考えますけれども、町長の今後の考えをお聞かせ願いたいと思いますけれども。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 保育に関する法律は、国の基準に従って各市町村ともこういう形でつくられております。しかし、誰が読んでも非常に、我々専門家でもなかなか理解に苦しむ内容でございますので、今後は最小限ですけれども、こういったものをある程度を要約したもので、各関係者に通知するとか配布するような形で理解をしていただきますし、また、その町村町村の事情によって、多少法律を最大限に拡大解釈して救済する場合もあろうかと思っておりますので、できるだけ早く、基準ができておりますので、基準に基づいて行いますけれども、ケースバイケースの場合は、それに対応しなければならないというふうに考えています。

●小野木議長 ほかに、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第59号

●小野木議長 日程第15 議案第59号豊頃町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

瀬尾子育て支援所長。

●瀬尾子育て支援所長 議案第59号豊頃町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、平成27年4月施行予定されています子ども・子育て支援新制度で、放課後児童健全育成事業が子ども・子育て支援新制度に位置づけられ、今後事業を行おうとする事業者等が事業を行う場合には、市町村に届け出る制度になります。これに伴い、市町村は、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により、この届け出にかかる設備及び運営に関しての基準を条例で定めなければなりません。そのことから、本条例案を提出するものでございます。

条例の制定に当たりましては、厚生労働省令で定める基準に従いまして、この基準を踏まえて条例案を定めてございます。

それでは、条例案についてご説明申し上げます。

第1条、第2条は、本条例の趣旨、定義を定め、第3条から5条までは設備及び運営の最低基準の目的、向上等について定め、第6条は、事業者の一般原則を定め、第7条の暴力団の排除条例につきましては、厚生労働省令で定める基準にはございませんが、本町は、暴力団排除条例を制定していることから、本条例案におきましても暴力団を排除する規定を定めてございます。

第8条は、非常災害対策について、消火器、消火用具等の設備を設け、非常災害に対する計画、訓練を定期的実施することを定め、第9条、第10条は、職員の一般的要件、知識及び児童の向上を定め、第11条は、設備の基準を定め、第12条は、職員関係について定め、第13条は、利用者を平等に扱う原則を定め、第14条は、虐待等の禁止を定め、第15条は、衛生管理等について定め、第16条は、運営規定について定め、第17条は、帳簿を備える規定について定め、第18条は、秘密保持等を定め、第19条は、苦情の対応について定め、第20条は、事業所の開所時間、開所の日数を定め、第21条、第22条は、保護者との連絡、関係機関との連携について定め、第23条は、事故発生の対応について定め、第24条は、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものとしたものでございます。

附則につきましては、第1項は、本条例の施行期日を子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に関す

る関係法律の整備等に関する法律の施行日から施行することと決めました。

第2項は、経過措置でございます。

職員について都道府県の研修を修了した者を平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含むと、国の基準同様に定めるものでございます。

以上、説明を申し上げましたが、よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 これは、課長の最初の説明ですと、学童とありますね、町でやっている、学童とは違うということですか、それをまず。

それと、これは個人で経営すると言いましたが、個人でこういうことを経営する場合の条例を定めたということで理解してよろしいでしょうか。

●小野木議長 答弁、瀬尾子育て支援所長。

●瀬尾子育て支援所長 今、長谷川議員がおっしゃったとおり、学童保育のことでございます。事業につきましては、法人でないといけません。

以上です。

●小野木議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、午後1時まで休憩します。

午前11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 議案第60号

●小野木議長 日程第16 議案第60号豊頃町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例

の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

瀬尾子育て支援所長。

●瀬尾子育て支援所長 議案第60号豊頃町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

平成27年4月開始予定の子ども・子育て支援新制度では、保育所の利用は保育に欠けることを認定している制度を、保育の必要性を認定する制度に変わります。

認定するに当たっては子ども一人ひとりについて、保育の必要性や優先利用などを考慮して認定することになります。その基準を定めるため子ども・子育て支援第20条第3項の規定に基づき、内閣府令で定める基準を踏まえ、保育の必要性の認定基準を定めるため、本条例案を提出するものでございます。

それでは、条例案についてご説明申し上げます。

第1条、第2条は、本条例の趣旨、定義を定め、第3条は、保育の必要性の基準を第1号から第11号まで定め、第4条は、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしたものであります。

附則として、本条例の施行期日は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第61号

●小野木議長 日程第17 議案第61号豊頃町乳幼児等医療費給付条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 議案第61号豊頃町乳幼児等医療費給付条例の一部改正についてご説明いたします。

児童福祉法が一部改正され、知的障害児通園施設などの通所による支援を行う施設が、児童発達支援センターに一元されたことに伴い、当該条例の一部改正を行うものであります。

以下、条文に沿ってご説明いたします。

豊頃町乳幼児等医療費給付条例本則第3条第2号中、受給対象外となるものから、「知的障害児通園施設に通所している者を除く」を削るものであります。

また、附則につきましては、本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

なお、条例の一部改正による本町受給対象者への影響につきましては、現状において、ないことを申し添えます。

以上でありますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第62号

●小野木議長 日程第18 議案第62号豊頃町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 議案第62号豊頃町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

次世代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法の一部を改正

する法律の公布に伴い、母子及び各福祉法の一部が改正され、母子及び父子並びに寡婦福祉法と改められたこと及び児童福祉法が一部改正され、知的障害児通園施設などの通所による支援を行う施設が、児童発達支援センターに一元化されたことに伴う、当該条例の一部改正を行うものあります。

以下、条文に沿ってご説明いたします。

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例。

本則、第2条第2項第1号中、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同項第2号を「父とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のいない男子であって、生活保護法による保護を受けていない者のうち、前号アまたはイのいずれかに該当するものであること。」と改め、医療費の助成対象を規定する本則第3条第2号中、「児童福祉施設に入所している者」を「児童福祉施設に入所し、医療を受けている者」に改め、受給対象外となるものから「知的障害児通園施設に通所している者を除く。」を削るものであります。

また、附則につきましては、本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

なお、本条例の一部改正による本町受給対象者への影響につきましては、現状において、ないことを申し添えます。

以上でありますので、よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第63号

●小野木議長 日程第19 議案第63号豊頃町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 議案第63号豊頃町国民健康保険条例の一部改正についてご説明いたします。

このたび健康保険法施行令が一部改正され、出産育児一時金の額の見直しがされたことから、当該条例の一部改正を行うものであります。

以下、条文に沿ってご説明いたします。

豊頃町国民健康保険条例、本則第6条第1項中、出産育児一時金の額を「39万円」から「40万4,000円」に改めるものであります。

また、附則、第1項で本条例の施行期日を平成27年1月1日からとし、第2項で経過措置について、それぞれ規定するものであります。

なお、本条例の一部改正による本町受給対象者への影響につきましては、当該条例の施行に関して定める豊頃町国民健康保険規則において、出産一時金に関する加算額を現行の「3万円」から「1万6,000円」に改正することから、現行の支給総額42万円に変更がないことを申し添えます。

以上でありますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第64号

●小野木議長 日程第20 議案第64号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

和田産業課長。

●和田産業課長 議案第64号公の施設に係る指定管理者の指定について説明いたします。

本町の町有牧野につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在まで9年間

指定管理者による管理を行っております。現在の指定管理者は、豊頃町農業協同組合であります。指定管理期間の3年間は平成27年3月31日をもって終了するため、引き続き町有牧野の管理について、豊頃農協を指定管理者として管理を行わせることとして11月10日付けの同農協からの申し込みを受け、同月25日に副町長を委員長とする8名で構成する豊頃町町有牧野指定管理者候補者選考委員会を開催し、審査の結果、同農協が指定管理者としての確と認められたことから、豊頃町町有牧野管理条例第11条の定めにより、次の者を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

名称は、豊頃町有牧野。所在地は、豊頃町有牧野管理条例第2条に規定する所在地で、湧洞牧場153ヘクタール、トイトッキ牧場71ヘクタール、二宮牧場331ヘクタールの3牧場で、合計面積は555ヘクタールであります。

2、指定管理者となる団体の名称及び氏名。名称は、豊頃町農業協同組合、代表理事組合長山口良一氏。住所は、豊頃町中央若葉町12番地。

3、指定の期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3カ年間であります。

以上でありますので、よろしくご審議下さるようお願い申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第65号

●小野木議長 日程第21 議案第65号十勝圏複合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

石田副町長。

●石田副町長 議案第65号十勝圏複合事務組合同規約の変更についてご説明いたします。

本案は、本年6月20日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、平成27年4月1日から施行されることとなり、当組合の教育委員会の組織体制について所要の整理を行うため組合同規約を変更するものであります。

第13条は、教育委員会の規定であり、第2項中、教育委員の数「5人」を「教育長及び4人」に改めるものでありまして、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体の協議により、これを定めるため同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

附則としまして、この規約は、平成27年4月1日から施行するものであり、この法律の施行の際、現に在職するこの法律の改正前の教育委員の教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものであります。

以上でありますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第66号

●小野木議長 日程第22 議案第66号とかち広域消防事務組合の設立についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

石田副町長。

●石田副町長 議案第66号とかち広域消防事務組合の設立についてご説明いたします。

本案は、十勝圏域における消防体制のさらなる充実強化を図るため、十勝19市町村でとかち広域消防事務組合を設立し、消防に関する事務を共同で処理しようとするものであります。

十勝19市町村では、平成21年4月より十勝圏複合事務組合に消防広域推進室を設置し、十

勝圏域における消防の広域化に向けた協議、検討を重ねてきた結果、災害現場から最も近い消防署所からの出動による現場到達時間の短縮や、組織体制の効率化など住民サービスの向上及び財政的な効果が期待できることから、本年3月28日に消防組織法第34条の規定に基づく十勝圏広域消防運営計画を作成し、先月11月4日の市町村長会議において、規約案について合意したものでありまして、地方自治法第284条第2項の規定により関係地方公共団体の協議により、これを定めるため同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

規約の主な内容につきまして、同法第287条に定められた項目について規定したものであります。

第1章の総則では、第1条で組合の名称を、第2条で組合を組織する地方公共団体を、第3条で組合の共同処理する事務を、第4条で組合の事務所の位置を。第2章の組合の議会では、第5条で議会の組織を、第6条で議員の選挙を、第7条で組合議員の任期を、第8条で議長、副議長を、第9条で議会の事務局を。第3章の組合の執行機関では、第10条で執行機関の組織及び選任の方法を、第11条で執行機関の任期を、第12条で補助職員を、第13条で監査委員を、第14条で監査委員の事務局を。第4章の組合の経費では、第15条で組合の経費の支弁方法を、第16条で負担金の納付を。第5章の雑則では、第17条でその他の規定について、それぞれ定めるものであります。

附則としまして、この第1項では、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行するものであり、第2項の規定は、平成28年3月31日までの間は、第3条の共同の組合の共同処理する事務の準備行為を行うものとする経過措置であります。

第3項は、事務の承継規定で、平成28年3月31日限りで解散する北十勝消防事務組合、西十勝消防事務組合、南十勝消防事務組合及び東十勝消防事務組合の消防団に関する事務を除く消防に関する事務並びに池北三町行政事務組合の共同処理事務から除かれる事務で消防団に関する事務を除く消防に関する事務を、それぞれ承継するものであります。

なお、組合の設立は平成27年5月、事務の共同処理の開始は平成28年4月を、それぞれ予定しているところであります。

以上でありますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第67号

●小野木議長 日程第23 議案第67号東十勝消防事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

石田副町長。

●石田副町長 議案第67号東十勝消防事務組合規約の変更についてご説明いたします。

本案は、十勝19市町村で消防に関する事務の共同処理を行う十勝広域消防事務組合を新たに設立することに伴い、東十勝消防事務組合の解散後の事務の承継を円滑に行うため、東十勝消防事務組合規約に係る条文を追加し、組合規約の一部を変更しようとするものでありまして、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の協議により、これを定めるため同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

第14条その他の規定を第15条とし、第13条の次に第14条事務の承継の規定を加え、消防団に関する事務を除く常備消防に関する事務をとちか広域消防事務組合に、同組合の共同処理事務に含まれない消防団に関する事務を、関係町にそれぞれ承継するものであります。

附則としまして、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行するものでありますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

6番大谷議員。

●6番大谷議員 先ほどの第66号の議案と、この第67号の議案をあわせますと、消防団というものは各町村に帰属することになるということに解していいわけですね。そうすると十勝の消防団の統合する監督はどこを持つのですか、それはないということなのではないでしょうか、その辺を。

●小野木議長 答弁、石田副町長。

●石田副町長 消防団は各市町村それぞれ消防団を設置しておりまして、消防団を持ってございます。ただいま、とちか広域消防事務組合の設立に関しましては、広域の場合においては各消防団についてはこれを除くという、そういう法律にもなっておりますので、それぞれ今申し上げましたように各市町村で消防団の運営を担っていかなければならないということになりました。したがって、これから消防団に関する条例の制定、規則の制定が出てまいりますけれども、今、現行では東十勝消防事務組合の中に消防団の規定が入っておりますが、今後は、今申し上げたよ

うなそういう形になって、市町村でそれぞれ条例を定めて運営をしていかなければならないということになります。

●小野木議長 6番大谷議員。

●6番大谷議員 そうすると十勝全体的な消防団の連絡というのは、今後は、したらどうなっていくのでしょうかね。

●小野木議長 答弁、石田副町長。

●石田副町長 消防団の運営に関しましては、それぞれ市町村で運営されることになりましたが、非常時の災害等においては広域消防局の本部のほうで、それぞれ指示を出していただいて、広域で連携できるような消防団活動は、これからそのような非常時の場合は当然、連携しながら、各市町村の消防団が連携しながら活動を行うというふうな、そういう活動になると思います。

●小野木議長 6番大谷議員。

●6番大谷議員 それでは、これからそういう連携については協議されるということですか。

●小野木議長 答弁、石田副町長。

●石田副町長 今、現在も広域消防の関係で推進室のほうで業務を進めておりますけれども、消防団に関しましても、広域のほうで各消防団に対してそれぞれ協力協定ができるような、そういう体制を整えていくということになってございます。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第68号

●小野木議長 日程第24 議案第68号東十勝消防事務組合の解散についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

石田副町長。

●石田副町長 議案第68号東十勝消防事務組合の解散についてご説明いたします。

本案は、十勝19市町村で消防に関する事務の共同処理を行う十勝広域消防事務組合を新たに設置することに伴い、同組合において事務の共同処理を開始する前日の平成28年3月31日をもって、東十勝消防事務組合を解散しようとするものでありまして、地方自治法第288条の規定により関係地方公共団体の協議により、解散するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上でありますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎ 同意案第2号

●小野木議長 日程第25 同意案第2号豊頃町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第2号豊頃町教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現在教育委員であります櫻井氏は、本年の12月24日をもって任期満了となりますので、引き続き教育委員に任命いたしたく、関係の法律の規定に基づいて、議会の同意を求めるものでございます。

氏名は、櫻井康雄氏であります。住所は豊頃町二宮1356番地であります。

以上でありますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

●小野木議長 同意案第2号豊頃町教育委員会委員の任命についてを審議します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき、討論を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本案については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第2号は、同意することに決定しました。

◎ 請願の委員会付託

- 小野木議長 日程第26 請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおりです。

請願文書表を職員に朗読させます。

高井事務局長。

- 高井事務局長 請願文書表。

受理番号1号、受理年月日、平成26年12月1日。件名、平成27年度畜産物価格決定等に関する意見書の採択を求める請願書。

請願者の住所及び氏名、豊頃町中央若葉町12番地、豊頃町農政協議会執行委員長、永原初男。

紹介議員の氏名、豊頃町議会、大谷友則議員、菅谷誠議員。

付託委員会、産業厚生常任委員会。

以上です。

- 小野木議長 ただいま朗読しました請願については「請願文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託し、審査することにします。

◎ 陳情の委員会付託

- 小野木議長 日程第27 陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。

陳情文書表を職員に朗読させます。

高井事務局長

●高井事務局長 陳情文書表。

受理番号23号、受理月日、平成26年9月22日受理。件名、漁業用燃油にかかる軽油引取税の免税措置の堅持に関する国への意見書提出を求める陳情書。

陳情者の住所及び氏名、豊頃町大津港町35番地、大津漁業協同組合、代表理事組合長茅野優。

付託委員会、産業厚生常任委員会。

受理番号30号、平成26年11月20日受理。件名、「安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書」の採択を求める陳情書。

陳情者の住所及び氏名、札幌市東区北9条東1丁目、北海道医療労働組合連合会、執行委員長山本隆幸、豊頃町中央新町41番地岩井明。

付託委員会、産業厚生常任委員会。

受理番号31号、平成26年11月20日受理。件名、「必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書」の採択を求める陳情書。

陳情者の住所及び氏名、札幌市東区北9条東1丁目、北海道医療労働組合連合会、執行委員長山本隆幸、豊頃町中央新町41番地岩井明。

付託委員会、産業厚生常任委員会。

受理番号32号、平成26年11月21日受理。件名、2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める陳情。

陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町125番地、連合北海道豊頃地区連合会、会長植松恵。

付託委員会、産業厚生常任委員会。

受理番号33号、平成26年11月21日受理。件名、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する陳情。

陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町125番地、連合北海道豊頃地区連合会、会長植松恵。

付託委員会、産業厚生常任委員会。

以上であります。

●小野木議長 ただいま朗読しました陳情については「陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託し、審査することにします。

◎ 休会の議決

●小野木議長 日程第28 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議事の都合により、12月11日から同月15日までの5日間、休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、12月11日から同月15日までの5日間、休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

●小野木議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 1時33分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員